

市長定例記者会見資料



令和5年7月26日	
所 属	道路維持担当
所属長	新田 昭
電 話	06-6415-6223

地域の安全・安心の確保を目指して 町会などが維持管理する町会灯について電気代の支援を実施

尼崎市は、町会・自治会などが維持管理する町会灯について、電気代を支援する町会灯電気代支援事業を実施します。公益性が高く公道を補完するような私道に設置されている町会灯の維持管理に係る費用面の負担を軽減するとともに、市が直接電気事業者へ電気代を支払うことで事務的な負担も軽減します。令和4年度から実施している「町会灯設置（取替）費補助事業」と併せて活用されることで、地域の安全・安心の確保に加え、脱炭素社会の実現を目指します。

1 支援の要件

支援の要件は、以下に記載のとおりです。

▼対象団体

尼崎市社会福祉連絡協議会に加盟している町会・自治会又は灯具の維持管理ができる体制を持ち5世帯以上で構成された団体など

▼対象となる灯具

主な基準は次に掲げるとおりです。

- ・電気事業者に申請する電気容量が10W以下のLED灯具
- ・公益性が高く公道を補完している私道に設置されたもの
- ・設置間隔は、尼崎市街路灯設置基準と同様の30m程度に1基とする（ただし、直線距離が30mに満たない場合は各直線区間につき1基）

▼支援金額

町会灯の電気代全額を支援します。なお、支援決定以降は市が直接電気事業者へ電気代を支払います。

2 申請方法

令和5年8月7日（月）から令和5年10月6日（金）までに、所定の申請用紙などを郵送又は直接道路維持担当（〒661-0979 尼崎市上坂部2丁目1番9号）まで提出。

3 町会灯設置（取替）費補助事業について

令和4年度より、町会灯のLED灯具の新設または取替経費の一部を補助する「町会灯設置（取替）費補助事業」を別途実施しています。

以 上